

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第九号）」の概要

- 1 令和3年度税制改正による国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「省令」という。）第四条の改正に伴い、改正前の省令第四条第六項の規定が同条第七項に移動することから、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件（平成十八年国税庁告示第三十二号）において、「第四条第六項」と規定している部分を「第四条第七項」に改正するなどを行うものである。
- 2 この告示は、令和4年1月1日から適用する。